

HP 理 事 会 開 催 報 告

I 日 時 平成30年9月19日(水) 15時～17時26分

II 場 所 本会大会議室

III 出席者数： 30名(理事会構成員定数32名)

IV 出 席 者：

会 長：水野晴夫

副会長：加藤幹夫、小出秀人、安友千治、神本千石、佐藤彊、長谷川幸子、渋谷利郎

常務理事：納谷次弘

理 事：荒木克成、飯田弘樹、江端俊昭、本間潤子、蛭川奈美、向川潔、伊達佳弘、山本毅、
本間孝保、久保晃、竹中義久、中山享、小西實、大菊明、廣瀬聖、池田純夫、坂下
美智夫、阪西貴子、越水一雄、笹森浩史、山村優子

〔オブザーバー〕

監 事：井上昂、 政治連盟幹事長：武田昭芳、 支部長会代表幹事：松本康二

〔事務局〕

(兼) 納谷次弘事務局長、坂下明彦事務局次長

V 欠席者

南勲理事、杉本剛昭理事、青木弘子監事

VI 次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議長の就任

4 配付資料の説明

5 議事録署名人の指名

6 一般議事動議の有無の確認

7 議決事項

(1) 会員の処分(案)について

1-1 廃業勧告処分について

1-2 会員の権利の停止処分について

1-3 会員の権利の停止処分について

(2) 神奈川県知事に対する措置要求について

8 報告事項

(1) 関地協会長会の報告について

(2) 会員の状況について

(3) 行政書士試験について

(4) 行政書士フェスタへの対応について

(5) 支部街頭無料相談会の対応について

(6) 支部長会議について

- (7) 支部会計担当研究会について
- (8) 年間スケジュールについて
- (9) 各部・委員会・WG等活動報告について

9 閉会

VII 議事概要

1 開会の宣言

荒木総務部長より、開会が宣言された。

2 会長あいさつ

9月10月に行われる街頭無料相談会や行政書士フェスタに向けての準備や各支部街頭無料相談会に対する協力要請と政府のデジタルガバメント計画の下、デジタル化が進み、行政書士の申請業務など入管や許可のオンライン化に対応すべく、スピーディに情報をキャッチして業務に活かすことが大切であり、会からの情報提供に加え、会員もしっかり情報収集をしていただきたいとの発言があり、さらに本日の理事会の議決事項は会員の処分であるため、処分対象会員の弁明の機会を経て議決をするにあたっては慎重な聴取と審議に臨むことを求める旨の挨拶をされた。

3 出席者の確認と議長就任

定足数を満たしている旨の発表がされ、渋谷副会長が議長に就任した。

4 配付資料の説明

事務局より会議資料の説明がなされた。

5 議事録署名人の指名

江端企画部長と川崎南支部の竹中理事の2名を議事録署名人として指名した。

6 一般議事動議の確認

議長は、会議規則第14条の規定に基づき、一般議事動議の提出の有無の確認を行ったが、提出はなかった。

7 議決事項

(1) 会員の処分（案）について

- ・村上綱紀委員長が入室し、綱紀事案処分相当報告書について説明した。

○ 会員の処分に関する規則に基づき田中晶彦会員に対し弁明の通知を出したが、出席も弁明書の提出もないので、会員の処分に関する規則第2条第4項第2号により、会則第15条第1項第3号の規定に基づく廃業勧告処分を行うことについて議案1-1として提案された。

① 1-1 廃業勧告処分について

- ・荒木総務部長が会員の処分（案）1-1 廃業勧告処分について承認を求める議決事項及び提案理由を議案書に沿って説明した。

採決は、議長が議場へ本議案可決に異議が無いか伺い、議場より「異議なし」の声のみがあったため、本議案は原案通り可決された。

② 1-2 会員の権利の停止処分について

- ・荒木総務部長が会員の処分（案）1-2 及び 1-3 会員の権利の停止処分について承認を求める議決事項及び提案理由を議案書に沿って説明した。

- ・弁明者Y1会員の入室

○ 加藤副会長が「神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則」第5条第3項の規定に

基づき、弁明の機会の主宰者として会長に指名されたことを宣言し、弁明者であるY1会員に対し、「会員の権利の停止処分」について5分以内で弁明するよう説明し、弁明の後、理事会出席者から質問をさせていただくことになる旨付け加えた。

- ・Y1会員が弁明書に基づき説明した。

依頼者からいただいた書類を内容確認しないで風俗営業許可申請をしたため、依頼内容と異なる申請をしてしまい依頼者に迷惑をかけたのは完全なミスなので処分については理事会の決定に従いたいと発言した。

- 弁明主宰者である加藤副会長から、弁明が終わったので各理事に対し質問があるか諮ったところいくつかの質問がありY1会員が回答する場面が続いた。

- 採決について、議長が議場へ本議案可決に異議が無いか伺ったところ、意義がある旨の意見が多数出された。

その後、O代表社員Y2会員の弁明を聞いたのちに質疑を行い採決に入るようになった。

③ 1-3 会員の権利の停止処分について

- ・弁明者O代表社員Y2会員の入室
- ・Y2会員が弁明書に基づき説明した。

平成29年6月ごろ、Y1から事業の売上げが減少し運転資金が回らず生活費にも困る状況になっているので助けてほしいと嘆願され、借り入れでなく仕事が欲しいとのことであったが、知人とはいえ税理士法人Oとしては支援をすることは難しい状況だった。そこで、Y1の財産状況を確認したところ完全な債務超過の状態であったため、行政書士法人を設立して業務をしてもらうことで協力することにした。その時点で継続中案件はないとの話であったが結果的には今回の案件があった。いずれにしても、受託している業務を必ず記録しておくよう指示したが提出されたことはなく、行政書士法で規定されている事件簿の作成もしておらず、業務を受託している経過も分からない状況となっているため、助けようがなかったので退職してもらった等々の弁明があった。

- 弁明主宰者である加藤副会長から、弁明が終わったので各理事に対し質問があるか諮ったところ多数の質問があり、Y2会員がそれぞれ回答した。

- 弁明主宰者である加藤副会長が、質問がないか議場に確認したところ質問がなかったため、質疑を打ち切り行政書士法人O代表社員Y2会員に退室するよう促した。

- 議長が議場に議案に対する質問がないか諮った。

【飯田法規監察部長】2年は重いのではないかという話何人かの理事から出されたが、2年の権利停止は妥当だと議案に賛同され、行政書士法人の社員となっているにもかかわらず行政書士個人として業務を行っているので、綱紀委員会の処分の理由には入っていないが、そこが非行政書士的な行為と考えられ、それにY1会員は過去に法規監察部員だったこともあり、一般会員より行政書士法や会則について把握していなくてはならなかった。そういう点から2年の処分が良いのではないかと思います。

【小出副会長】飯田法規監察部長は、法人の処分はどうお考えですか？

【飯田法規監察部長】Y2会員は、法人の代表者として全責任を追う立場ではあるが、質疑の中でY1会員が個人で申請されていて、そのこと自体を法人として把握されてい

なかったし、請求書がどのような形で出されたかもわからないということだったので、そういうことを勘案すると2年の処分は重いかな半年でも良いのかなと思います。3ヶ月でも良いかな・・・。

【久保 ADR センター長】法人は訓告、Y 1 会員は1年間の会員権停止処分が良い。理由としては、損害賠償請求も出ていないということと、一応処理はついているということでもある。ただ、Y 1 会員の行ったことについては、行政書士としては相応しくないので反省をしてもらわなければならないので処分は必要と考える。

【山本建設環境部長】会員の権利の停止ということは、研修を受ける権利もなくなってしまう。反省を促したうえできちんと研修を受けて正しい業務のやり方を身に付けていただくという観点から、2年間停止してしまうとその機会を奪ってしまうと思いますので、本人が業務を続けていくために改善をしていく意思があるのであれば、そのあたりを検討した方が良いのではと思う。また、法人と個人の処分の期間については差をつけて良い。個人が1年で法人が半年または個人が半年で法人が3ヶ月という処分が良いのではないかと思う。

○ 議長が、一旦休憩を宣言した。

【越水理事】両名からの弁明を聞かれ、各理事が意見を述べられたが、執行部としては、法人と個人の会員権の停止期間が双方とも2年のままで議決するお考えでしょうか？双方の状況を判断して同じであることに違和感を感じるので修正はされないのかとの発言から、

【水野会長】いろいろな意見が出され、なかなか決まらないと思う。規則上、皆さんの方が動議として出され賛同者を得るという形もあるが、主宰者側提案として、議案の修正をさせていただきたい。議案の1-2 Y 1 会員の権利の停止を1年間、1-3 行政書士法人〇の会員の権利の停止を半年とさせていただきたい。議案の修正提案に係る根拠は法規監察部長から説明を願いたい。

【飯田法規監察部長】会議規則第14条に動議の規定の中に議案修正動議があり、これは招集者が自ら議案を修正する場合は動議という形にはならない。

したがって、今、会長が議案1-2については1年間の会員の権利の停止、1-3については半年間の会員の権利の停止という修正提案をされたので、それについて質疑を行った後に採決をしてください。

○ 議長が議場に修正議案について質問等がないか諮った。

【小西理事】法人は3ヶ月、個人は6ヶ月で良いのではないか。

【向川相談部長】理事の皆さんの中にも行政書士法人としてやられている方もいるが、私も法人の社員としてやっていたので、処分の期間について、個人と法人に差を付ける意見も出ているが、行政書士法人は組織としての監督責任と社会的な責任があると思う。請求書を代表社員が知らないうちに出してしまうということはとんでもないことだ。法人として責任はある。

【本間国際部長】向川理事のご意見と同様。処分の期間は法人・個人とも一緒に良い。

【加藤副会長】先ほど会長から修正議案の提案がございました。また、各理事からいろいろなご意見が出されました。そこで法規監察部長にお尋ねします。各理事が修正提案をする場合はどのような手続きが必要か？

【飯田法規監察部長】会長から出された修正議案に対してさらに修正するといった場合は、修正動議を出して修正箇所の修正理由を明確に示して1名以上の賛同者を得たうえで発議しなければなりません。

○ 議長が議場に修正議案について動議の有無を諮ったところ、議場より声がなかったため、修正議案に関する採決に入った。

○ 議長が議案1－2のY1に対する会員の権利の停止処分を1年間とすることについて異議がないか議場に諮ったところ「異議なし」の声のみがあったため、本議案は修正議案のとおり承認可決された。

○ 続いて、1－3行政書士法人Oに対する会員の権利の停止6ヶ月間とすることについて異議がないか議場に諮ったところ「異議なし」の声のみがあったため、本議案は修正議案のとおり承認可決された。

(2) 神奈川県知事に対する措置要求について

・荒木総務部長が承認を求める議決事項及び提案理由を議案書に沿って説明した。

○ 会則第15条第1項第3号の規定に基づく廃業勧告処分を行うことについて理事会の承認を受けた田中晶彦会員に関し、神奈川県行政書士会会則第17条に基づき神奈川県知事に対しその事実を報告し、必要な措置を取ることを求めることについて議案として提案された。

○ 議長が、質問がないか議場に確認したところ、質問がなかったため、質疑を打ち切り採決に入った。採決は、議長が議場へ本議案可決に異議が無いか伺い、議場より「異議なし」の声のみがあったため、本議案は原案通り可決された。

8 報告事項

(1) 関地協会長会の報告について

・水野会長が資料に基づき説明した。

(2) 会員の状況について

・荒木総務部長から、8月31日現在は2,964名おり、入会者の名簿が添付してある旨説明した。

(3) 行政書士試験の対応について

・安友副会長から、今回の試験の監督員数は応募者213名に対し103名にお願いした。受験応募者総数が前年2,878人に対し243名増加し3,121人となっている旨説明した。

(4) 行政書士フェスタの対応について

・本間広報部長が資料に基づき説明した。

(5) 支部街頭無料相談会の対応について

・向川相談部長が資料に基づき説明した。

(6) 支部長会議について

・荒木総務部長が資料に基づき説明した。

9月11日の14時から支部長会議が開催され、支部長会からの3件の要望のうち、

苦情処理委員会の件については、ホームページに掲載する方向で検討する、ワークフローについては、代表幹事他 3 名の方々には「承認」ではなく「確認グループ」という形で構築する方向である旨報告をした。

(7) 支部会計担当国会議について

- ・加藤副会長が資料に基づき説明した。

(8) 年間スケジュールについて

- ・荒木総務部長が資料に基づき説明した。

(9) 各部・各委員会・WG等活動報告について

- ・各部長等が資料に基づき説明し、それぞれ補足された。

9 閉会

議長は、本理事会の全議事の終了を宣言し、17 時 26 分に散会した。